Ⅰ 工事概要等

1 工事名称： 空家特措法に基づく特定空家等に関する解体除却工事
2 工事場所： 三次市三次町１２９８番地２
3 構造規模： 木造 地上２階建 建築面積 不明 ㎡ 延床面積 146.2㎡
4 工事種目： 木造建築物解体・撤去工事（内訳は別図による）
5 別途工事：（ あり ・ なし ）
6 公衆災害防止措置
（１）工事に際し、工事関係者以外の第三者の生命、身体及び財産の危害、並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること。
（２）上記について、「建設工事公衆災害防止要綱（平成５年１月１２日付 建設事務次官通達）」に基づき実施すること。
（３）掘削作業前には、必ず既存の設備図面や施設の改修履歴等を確認し、配線・配管の有無を確認すること。また、掘削作業時は、必要に応じて、設備業者に立会を依頼すること。
7 現状復旧
工事に際し、隣接建物等に損傷を与えた場合は、受注者の責任において現状復旧を行うこと。
8 その他
（１）この工事の施工に際し、やむを得ず工事の一部（主体的部分を除く）を第三者に請け負わせようとする場合は、原則として三次市内に主たる営業所・本店を有する業者に発注するものとする。
（２）解体仕様書で「特記がなければ、」以下に具体的な材料・品質性能・工法検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令等(条例含む)に抵触する場合には、関係法令等の遵守(1.1.13)を優先する。
（３）本工事は、工事中下記に示す調査を行うため、営繕課より連絡があれば対応すること。
・ 公共事業労務費調査……工事中に実施（調査票等の記入提出、発注者の調査実施への協力等）

Ⅱ 解体工事仕様

1 共通仕様
（１）図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「建築物解体工事共通仕様書 令和４年版」（以下、「解体共通仕様書」という。）による。
解体共通仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和４年版（以下、「標準仕様書」という。）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和４年版（以下、「改修標準仕様書」という。）による。
2 特記仕様
（１）項目は (・) 印のついたものを適用する。
（２）特記事項は (・) 印のついたものを適用する。
(・) 印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
(・) 印と (※) 印のついた場合は共に適用する。
（３）特記事項に記載の［ ］内表示番号は、解体共通仕様書の当該項目を示す。
（４）特記事項に記載の（ ）内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目を示す。
（５）特記事項に記載の〈 〉内表示番号は、標準仕様書の当該項目を示す。

		項目	特記事項
1 一般共通事項	①	適用基準等	※建設工事公衆災害防止対策要綱 ※建設副産物適正処理実施要領（広島県土木局制定） ※建築工事安全施工技術指針 ※再生資源利用促進実施要領（広島県土木局制定） 図面、本特記仕様書、標準仕様書及び改修標準仕様書に記載のない事項は次の基準による。 ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和４年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部
	②	設計図書の優先順位	(1)設計図書に関する質問回答書 (2)現場説明書 (3)特記仕様書 (4)図面 (5) 共通仕様書 ［1．1．3］
	③	官公署その他への届出手続等	工事の着手、施工、完成に当たり、関係機関への必要な手続等を遅滞なく行うこと。 また、これらの手続等を行うに当っては、届出内容についてあらかじめ監督職員に報告すること。 なお、手続き等に要する費用は受注者の負担とする。
	4	別契約の関連工事	工程計画及び工事用車両の出入り等について当該工事関係者と十分調整し、工事の円滑な施工に努めること。［1．1．7］
	5	工事実績情報の登録	受注者は、受注時又は変更時において請負金額が５００万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注、変更、完成、訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し、主任監督員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し、登録機関発行の「登録内容確認書」を主任監督員に提出しなければならない。また、途中変更時の登録が必要な場合とは、工期の変更、技術者の変更があった場合とする。 （本業種が付帯の場合は、元請業種で登録等を行う。） ［1．3．10］［4．1．3～4．5．1］
	⑥	発生材の処理等	・引渡しを要するもの（・PCBを含む機器類、PCB含有ｼｰﾘﾝｸﾞ材、 ） ・次の建設廃棄物は上記によるものを除き再資源化する。 （1）建設リサイクル法による特定建設資材廃棄物及び建設発生土 （・建設発生土 ・コンクリート塊 ・アスファルトコンクリート塊 ・建設発生木材） （2）金属類 （3）小型二次電池 ・その他建設廃棄物の再資源化 ※無し ・有り（・蛍光ランプ、HDランプ ・硬質塩化ビニル管、継手） ・指定建設資材廃棄物（木材が廃棄物となったもの）の縮減 ※無し ・有り ・再資源化された建設廃棄物の現場での利用 ※無し ・有り（ ） ・産業廃棄物広域認定制度の適用 ※無し ・有り（ ） ・処理に注意を要する建設廃棄物 ※無し ・有り（・CCA処理木材 ・ひ素，ｶﾄﾞﾐｳﾑ含有石膏ﾎﾞｰﾄﾞ） (1)本工事で発生した建設廃棄物は、広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市（広島市、呉市、福山市）が、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては、廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理すること。ただし、建設廃棄物が、破砕等（選別を含む)により、有用物となった場合、その用途に応じて適切に処理するものとする。(原則、県内処分) (2)本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前記(4)に掲げる施設のうち受入条件が合うものの中から、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。 (3)本工事で発生する建設廃棄物のうち、広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、広島県産業廃棄物埋立税が課税されるので、適正に処理すること。 なお、本工事では、広島県産業廃棄物埋立税相当額を見込んでいる。
	⑦	工事工程表	検査期間としての１３日間を含んだ工程とし、工事全体を把握して作成し、監督職員の承諾を受ける。［1．2．1］ ［1．2．2］
	⑧	施工計画書	建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に、建設副産物適正処理実施要領に基づき事前調査のうえ、事故防止及び環境保全に十分配慮した解体工法並びに建設廃棄物の処理等について具体的に定めた施工計画書を作成し、あらかじめ監督職員に提出し承諾を得ること。 （仮設計画、安全・環境対策、工程計画、解体計画、発生材の処分計画） ［1．3．5］
	⑨	施工条件	(1)作業時間は、原則午前８時半から午後５時までとし、通学時間帯を考慮すること。 なお、時間変更する必要がある場合は、監督職員の承諾を受けること (2)日曜日及び祝日に作業を行わないこと。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。 **(3)その他図示による** (4)本工事は，空家特措法に基づく特定空家等に関する解体工事であるため，工事着手に先立って，監督職員と工程について綿密に打合せを行うこと。 (5)本工事には，家屋内の廃棄物（産業廃棄物及び一般廃棄物）の運搬処分費用を見込んでいる。（一般廃棄物は三次環境クリーンセンターへの搬入を想定している）
	⑩	安全確保	［1．3．6～1．3．8］ (1)受注者は、現場代理人を工事現場に常駐させ、工事現場内外及び下請け業者の管理を十分に行い、周囲の建物、通行者等に損傷を与えないように注意して、工事施工をすること。なお、万一損傷が生じた場合は、受注者の責任において処理すること。 (2)工事中は、騒音、振動の発生、粉塵の飛散（散水）、道路の汚染等の防止に努めること。 低騒音型・低振動型建設機械の使用（近接住民の生活環境の保全の必要性がある場合） (3)歩行者等の通行に支障を生じないよう誘導員を配置し適切な処置を講じること。 特に道路幅の狭い箇所及び児童の通学路と重複する箇所には、誘導員を配置する等の措置を講じること。 (4)ダンプトラック等による過積載の防止を図ること。 (5)作業現場には、労働安全衛生法に基づく作業主任者等を置き、作業の安全管理に努めること。 ①つり足場（ゴンドラのつり足場を除く）、張出し足場又は高さ５ｍ以上の構造の足場の組立て、解体を行う場合、コンクリート造又は鉄骨造の工作物（その高さが５ｍ以上のもの）の解体作業を行う場合は、労働安全衛生法第１４条に基づく技能講習を終了したものとする。 ②木造建築物の解体作業を行う場合は、平成３年１月２１日付け基発第３９号「安全衛生教育の推進について」及び平成元年９月５日付け基発第４８５号「木造建築物の解体工事の作業指揮者に対する安全教育について」に基づく安全教育を終了した者とする。
	⑪	工事の記録	［1．2．3］ 下記のものを監督職員に提出する。工事中写真及び完成写真の撮影は国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「営繕工事写真撮影要領」によるものとする。 (1)工程写真 工事の進捗に伴い工事全体状況及び主要工程の写真を期間別工事工程報告書に添付するものとする。 (2)工事中写真 全般的な解体工事の状況、建設副産物処理及び事前措置、解体手順の各段階における施工が完了した写真、水中又は地下に埋設される部分、分別解体を行っていることが確認できる状況写真、その他工事終了後では確認できない事項、その他監督職員が指示する箇所は、適切に写真等を整備するものとする。 なお、基礎や地下構造物等の撤去については、撤去物の全般に亘り、その位置・深さが明確に分かり撤去前と撤去後の状況が確認できる写真とすること。 (3)完成写真 着工前及び完成時の状況を同一方向から撮影したものを提出すること。 （撮影箇所） 監督職員が指示する箇所 （規格・提出部数）※電子ファイル（PDF形式）により、２２電子納品に含めて提出 (4)その他の写真 隣接建物等に損傷の恐れがある場合は、施工前、施工後の写真を監督職員の指示により提出すること。 (5)保管 工事写真のデータ等は工事完成後、受注者において３年間保管すること。
	12	電気保安技術者等	［1．3．3～1．3．4］ 工事用電力設備の保安責任者として関係法令等に基づく有資格者を定め、監督職員に報告する ・電気保安技術者 ※配置する ［1．3．6］
	⑬	近隣との折衝	工事施工に当っての近隣との折衝は次による。また、経過について記録し、遅滞なく監督職員に報告する。 （1）地域住民等と工事の施工上必要な折衝をおこなうものとし、あらかじめその概要を報告する。 もって対応する。
	⑭	施工の検査	監督職員による随時の立入り検査を行う。［1．6．4］ 検査に必要な資機材、労務等を提供すること。
	15	工程報告	別紙様式による期間別工事工程報告書を毎月２回１部提出すること。
	⑯	埋設物等の報告	工事の施工に当たり、図面にない地下構造物、埋設配管等を発見した場合は、直ちにその状況を監督職員に報告すること。
	17	地下埋設物調査	・行わない ・行う 図示する範囲内において、整地前に敷地境界から２ｍの距離を置き、幅１ｍ、深さ1.5ｍで、３ｍ間隔で掘削調査を行う。
	18	契約不適合調査	完成後、発注者から契約不適合調査（建設工事請負契約約款第46条の５に定める期間内）の連絡があった場合には、調査に協力すること。
	⑲	家電リサイクル法対象機器の処分	特定家庭用機器再商品化法（平成10年6月5日法律第97号）に指定する機械機器を処分する場合は同法に基づき処理を行うこと。また、工事完了後に管理票の写しを提出すること。
	⑳	完成時の提出図書	・完成図： 部（Ａ２版： 部、 版： 部、ＣＤ－Ｒ： 部） <1.8.1～3> ・完成図書：１部 完成図は残置及び設置工作物等、工事完了時に敷地内に存する物（埋設物も含む）の種類、位置及び供給管の切断箇所等の今後当該敷地を管理していく上で必要な事項を明記した配置図を作成し、提出すること。
	21	試掘	地中に解体撤去すべき工作物等がないことを確認するため、次の時期及び方法により試掘を行う。 試掘時期 ※完成検査時 ・（ ） 試掘方法 ※機械掘削 ・人力掘削 なお、試掘は建築物１棟ごとに１箇所以上、外構（排水施設、舗装等）で１箇所以上行い、試掘する箇所については、検査員の指示による。
	22	電子納品	※電子納品対象工事とする 電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終結果を電子データで納品すること」をいう。ここでいう電子データとは、「営繕工事電子納品要領（以下、要領という）」に基づいて作成されたものを指す。 成果品については、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で提出する。「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。 また、成果品提出の際には、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。 （本業種が付帯の場合は、元請業種へ技術資料等を提供する。）
	23	工事中情報共有システム	（１）本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお、運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。 （２）本工事で使用する情報共有システムは次とする。 広島県工事中情報共有システム (http://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html) （３）監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という）との契約は、受注者が行い、利用料を支払うものとする。 （４）受注者は、監督職員又はサービス提供者から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。
2 仮設工事	①	騒音・粉じん等の対策	［2．2．1］ 騒音・粉じん等の対策 ・ 防音パネル (※) 防音シート ・ 養生シート等 防音パネル、 防音シート、養生シート等を取り付ける足場の設置範囲 ※ 工事に必要な範囲 ・
	②	足場等	［2．2．2］ 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 ・騒音・振動計を設置すること（設置個所は図示による）
	3	監督職員事務所等	※ 設けない ［2．3．1］ ・ 既存建物内の一部を使用する（場所 ） ・ 設ける 現場に設置する備品等は、現場説明書の施工条件明示による。
	4	山留めの撤去	鋼矢板等の抜き跡の処理 ［2．4．3］ ・
	⑤	工事用水	構内既存の施設 ・ 利用できる（ ※ 有償 ・ 無償） (※) 利用できない
	⑥	工事用電力	構内既存の施設 ・ 利用できる（ ※ 有償 ・ 無償） (※) 利用できない
	⑦	仮囲い等の安全施設	別紙設計図による
	8	工事現場の表示	工事現場の公衆の見えやすい位置に、監督職員が指示する次の表示板を設置する ※工事名等の表示板（900mm×600mm） ・ 仕様等の詳細は営繕課HPの「現場掲示板について」を参照のこと。
	⑨	交通誘導員	※配置する ・本業種が付帯の場合は、元請業種で配置する ・別途工事で配置する（工事名： ） ※大型車両進入時 （ ）人／日 ・常時配置 （ ）人／日 ・（ ）作業期間 （ ）人／日
	10	快適トイレ設置工事	現場説明書による。
3 解体施工	1	事前措置	９章 機械設備による。それ以外は下記による。［3．2．1］ 浄化槽、排水槽等の汚水、汚物等の事前回収、洗浄、消毒等の措置 ・ 行う ※ 行わない オイルタンク、オイルサービスタンク及び配管内の廃油の事前回収、洗浄等の措置 ・ 行う（廃油の処理は５章による） ※ 行わない
	2	基礎等	解体範囲 ※ 捨てコンクリートまで解体（地業は存置） ［3．9．1］
	3	杭の解体	［3．9．2］ 杭の解体 ・ 行う（解体方法 ・ 引抜き工法 ・ 破砕による解体） 引き抜き跡の処理 ※解体後の埋戻し及び盛り土による材料で充填 ・ 杭の処理 ※現場説明書の施工条件明示による。 ・ 行わない
	4	さく、照明設備等の附属物	附属物の解体 ・ 行う ・ 行わない ［3．10．1］
	5	構内舗装、樹木等	舗装の路盤の解体 ・ 行う ・ 行わない ［3．11．1］ 樹木の伐採伐根及び移植 ・ 行う ・ 行わない
	6	地下埋設物及び埋設配管	地下埋設物及び埋設配管の撤去 ・ 行う ・ 行わない ［3．12．1］
	⑦	埋戻し、盛土及び地均し	解体後の埋戻し及び盛土 ［3．13．1］ (・) 行う 整地高さ (・) 現状ＧＬ ・ 図示 埋戻し及び盛土の材料 ・ 山砂の類 ・ 他現場の建設発生土の中の良質土 ・ 再生コンクリート砂 (・) 現場発生の良質土 ・ 行わない
4 建設廃棄物の処理	1	再資源化等	［4．4．1］ 建設廃棄物の種類及び中間処理施設又は再資源化施設 ※ 現場説明書の施工条件明示による ・ 種類 ｜ 所在地等 最終処分する建設廃棄物の種類及び最終処分場 ・ 処理に注意を要する建設廃棄物の処理 ※ 現場説明書の施工条件明示による ・
5 特別管理産業廃棄物の処理	1	特別管理産業廃棄物の処理等	８章 電気設備、９章 機械設備による。それ以外は下記による。［5．4．1］ ・ ＰＣＢを含む機器類の処理 分析調査 ・ 行う 採取場所（ ） 除去範囲 ※ 図示 ・ ・ ＰＣＢ含有シーリング材の処理 分析調査 ・ 行う（分析方法、採取箇所数は、現場説明書の施工条件明示による） 除去範囲 ※ 図示 ・ ・ 廃油の処理 処分方法 ・ 焼却処分 ・ 中間処理施設で再生処理 除去範囲 ※ 図示 ・ ・ 廃酸・廃アルカリの処理 除去範囲 ・ 臭化リチウム（直炊吸収冷温水機） ・ 鉛蓄電池及びアルカリ蓄電池の電解液 処分方法 ・ 中和処理 ・ 焼却処分 ・ 中間処理施設で再生処理 ・ ダイオキシン類の処理 サンプリング調査 ・ 行う （分析方法、採取箇所数は、現場説明書の施工条件明示による） 除去範囲 ※ 図示 ・ 解体方法 ・ 処分方法 ・
6 石綿含有建材の除去等	①	調査	調査 ［1．4．1］ ※ 石綿含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。 貸与資料（ ） ・ 分析による石綿含有建材の調査 分析対象 アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト 分析方法

材料名	分析方法（定性） JIS A 1481-1又はJIS A 1481-2	分析方法（定量） JIS A 1481-3、JIS A 1481-4又はJIS A 1481-5
	・ 箇所	・ 箇所
	・ 箇所	・ 箇所
	・ 箇所	・ 箇所

材料が仕上塗材の場合は、層ごとの分析を行うこと。
サンプル数 １箇所あたり３サンプル
採取箇所 ・ 図示 ・

2	石綿粉じん濃度測定	・ 測定時期、場所及び測定点 ［6．1．3］		

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）
・	測定１	処理作業前	処理作業室内	・ 計 点
・	測定２		調査対象室外部の付近	・ 計 点
・	測定３	処理作業中	処理作業室内	・ 計 点
※	測定４		セキュリティゾーン入口	・ 計 点
※	測定５		集じん・排気装置の排出口（処理作業室外の場合）	出口吹出し風速1m/ｓ以下の位置 ・ 計 点
※	測定６		処理作業室外 ・施工区画周辺 ・敷地境界	・ 計 点
※	測定７	処理作業後（シート養生中）	処理作業室内	・ 計 点
・	測定８	処理作業後	処理作業室内	・ 計 点
・	測定９	（シート撤去後１週間以降）	調査対象室外部の付近	・ 計 点

測定方法
・ 自動測定器による測定

測定名称	測定方法
・ 測定4 ・ 測定5 ・ 測定（ ）	粉じん相対濃度計(デジタル粉じん計)、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器(リアルタイムファイバーモニター)等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定

・ JIS K 3850-1に基づいた測定

測定名称	メンブレンフィルタ直径（mm）	試料の吸引流量（ｌ/ｍｉｎ）	試料の吸引時間（ｍｉｎ）
・ 測定4 ・ 測定5 ・ 測定（ ）	25	5	30
・ 測定（ ）	47	10	120
・ 測定（ ）	47	10	240
・ 測定（ ）			

③	石綿含有建材の除去	・ 石綿含有吹付け材の除去 ［6．3．2、6．3．3］ 除去範囲 ※ 図示 ・ 除去工法 ※ 解体共通仕様書6.3.2(1)による ・ 除去した石綿含有吹付け材の飛散防止措置 ※ 湿潤化 ・ 固形化 除去した石綿含有吹付け材等の処分 ・ 埋立処分（管理型最終処分場） ※ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設） なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定によりがたい場合は、監督職員と協議すること。 ・ 石綿含有保温材等の除去 ［6．4．1、6．4．4］ 除去範囲 ※ 図示 ・ 除去工法 ※ 解体共通仕様書6.3.2による ・ 除去した石綿含有保温材等の処分 ・ 埋立処分（管理型最終処分場） ・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設） ・ 石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第1種以外）の除去 ［6．5．4］ 除去範囲 ※ 図示 ・ 除去した石綿含有成形板の処分 ・ 石綿含有せっこうボード ※ 埋立処分（管理型最終処分場） ・ 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板 ・ 埋立処分（安定型最終処分場） ・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設） ・ 石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第1種）の除去 除去範囲 ※ 図示 ・ 養生方法 除去した石綿含けい酸カルシウム板第1種の処分 ・ 埋立処分（安定型最終処分場） ・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設） ・ 石綿含有仕上塗材又は石綿含有成形板（下地調整材）の除去 下記以外は、解体共通仕様書6.1、6.2.1～6.2.4及び6.2.6による。 除去工法 ※ 石綿障害予防規則（平成十七年二月二十四日厚生労働省令第二十一号）第６条による措置と同等以上の効果を有する措置とされる工法 ・ 集じん装置併用手工具ケレン工法 ・ 集じん装置付き高圧水洗工法（15ＭＰａ以下、30～50ＭＰａ程度） ・ 集じん装置付き超高圧水洗工法（100ＭＰａ以上） ・ 超音波ケレン工法（ＨＥＰＡフィルター付き掃除機併用） ・ 剥離剤併用手工具ケレン工法 ・ 剥離剤併用高圧水洗工法（30～50ＭＰａ程度） ・ 剥離剤併用超高圧水洗工法（100ＭＰａ以上） ・ 剥離剤併用超音波ケレン工法 ・ 集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法 除去対象範囲 ※ 図示 作業場の隔離 ※ 行わない ・ 行う 試験施工 ※ 行わない ・ 行う 除去した石綿含有仕上塗材の処分 ・ 埋立処分（安定型最終処分場） ・ 埋立処分（管理型最終処分場） ・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設） 除去した石綿含有仕上塗材の保管、運搬及び処分 ※ 解体共通仕様書6.3.3による 確認及び後片付け ※ 解体共通仕様書6.3.4による

三次市建設部都市建築課	審査①						審査②					設計者・設計事務所名 1級建築士(大臣登録)第 号	工事名 空家特措法に基づく特定空家等に関する解体除却工事	図面内容・縮尺 解体工事特記仕様書（１） A2版→100% A3版→70.7%	設計 令和７年	種別 図面番号

R6.12